市場価格の形成は、個々の取引情報の蓄積・開示から。

不動産の取引価格情報提供制度

制度のあらまし
▸制度の概要
▸制度の目的
▸制度の今後
アンケートご協力のお願い

制度の概要

「不動産の取引価格情報提供制度」とは何ですか？

誰でも安心して不動産の取引を行えるように、数多くの取引価格情報を蓄積し、国民の皆さまへ提供していく、国の制度です。

1 誰でも簡単に見られます。

2 他の取引と比較できます。

3 周辺の状況が分かります。

■情報提供件数：　1，234，953件（平成23年11月現在）
■情報提供地域：　全国で実施 ※平成19年度～
■情報提供内容：　土地、土地と建物、中古マンションなどの実際の売買価格など
■実　施　機　関：　国土交通省（四半期毎に公表）
■情報提供方法：　国土交通省ホームページ
（http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html）で公表

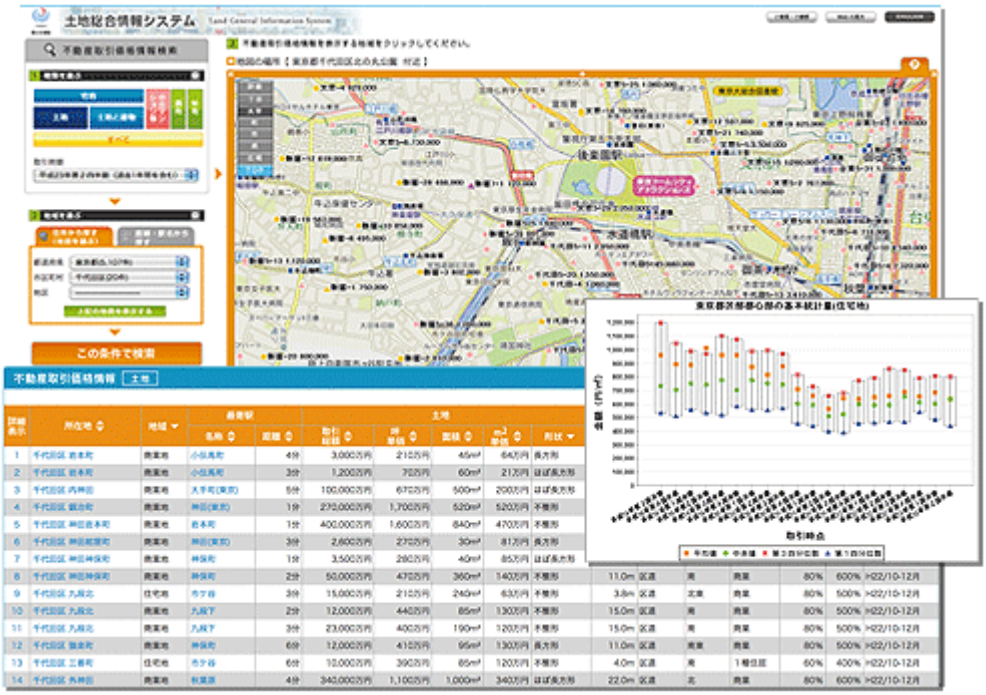

>> 制度の目的へ

2011 All Rights Reserved by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
国土交通省